

佐藤高清議員



県が進める宅地開発規制緩和は、調整区域のどこが対象か

問

県が検討する、市街化調整区域の宅地開発規制緩和について聞く。

(3) 県条例であり、県政との協力関係が必ず必要となるが、市長の考え方を聞く。

(3) 基本的に、規制緩和は賛成である。



筏川から北と 佐古木地区周辺

答 都市計画課長

(1) 7月上旬から、指定区域の素案作成作業を進めていく。

9月中旬に市都市計画審議会へ諮問する予定で、この承認案を県に申し出を行う。県は意見聴取など手続が済んだ区域の指定を行う。

条件に当てはまる所を、(県条例制定後に)運用基準が明確になれば、(候補地の選定)作業を急速に進めていかなければならぬ。

音声かサイレン を使い分け放送

答 防災安全課長

自動的に鳴らし続けることはできないが、システム変更によって対応できる。

- (1) 優良農地、市街化調整区域を多く抱える市は、今回規制緩和は大きなターニングポイントになり得る。各市町村の判断で規制を緩和するのが基本となるが、具体的なタイムスケジュール等は。
- (2) 市街化調整区域のどこが対象になるのか、具体的な地名や面積を数字で表すことは可能か。
- (2) 市の対象となる区域は、筏川から北の市街化区域と佐古木地区の市街化区域に

隣接または近接する区域になる。
しかし、指定できる区域は(県の指定する)要件すべてに該当する区域なので、候補地は絞られる」と考

害が発生した場合、同報無線は鳴りつ放しでよいのではないか。

同報無線の取り扱いについて聞く。

問

非常時の同報無線 はサイレン方式で

手動で鳴らし続けることは可能である。音声で行うか、サイレンを使用するかは、場面に応じた放送を行つていただきたい。

同報無線(鰐浦町車東地内)